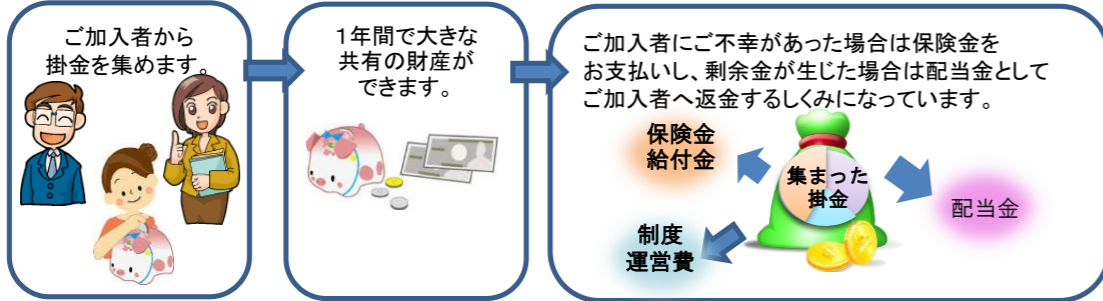


## 気象庁生活協同組合グループ保険制度

### 制度のしくみ

グループ保険は組合員同士で助け合う相互扶助制度です！！  
気象庁生活協同組合員および役員の方がご加入できます。



～過去3年間の平均配当実績～

グループ保険	新・医療保険 入院のみプラン（生保部分）
約28.9% （参考）みなし配当率 約23.3%	約25.3%

・配当金が還付されるのは「グループ保険」と「新・医療保険入院のみプラン（生保部分）」です。  
・80歳継続コース、新・医療保険オプション（損保部分）、新・3大疾病保険については配当金はありません。  
みなし配当率とは  
※2018年4月2日更新契約からは保険料率改定により、保険金支払などが過年度と同条件であった場合でも配当率が低下します。  
参考として、過去3年間の実績配当率を改定後の保険料水準にて再計算した配当率を記載しています。  
・配当率は、今後変動することがありますので将来のお支払いを約束するものではありません。  
・配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。

大切なご家族・仲間のために…  
組合員限定の福利厚生制度を上手に利用しませんか？



## グループ保険制度は！

### 1. 配当金があるので、掛金がお手頃！

1年毎の収支計算により、剰余金が生じた場合、配当金としてお返しします。

### 2. 手続き簡単！毎年見直しOK！

簡単な告知だけで医師の診査は不要で、申し込むことができます。（告知書扱）  
1年更新ですので、家族状況に合わせて毎年保障内容を見直すことが可能です。

### 3. 退職後も継続できて安心！

現職中からご加入いただいていることを条件に、退職後も保障を継続することができます。



毎年ライフサイクルにあわせた内容に更新できます！！

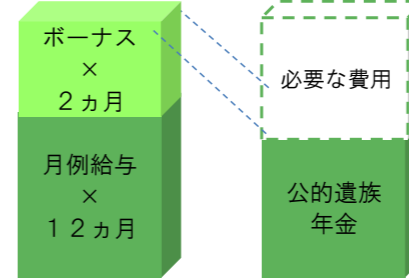
#### 年間スケジュール

- 5月中旬 PR開始
- 6月上旬 PR終了
- 9月1日 責任開始期（加入日）
- 9月中旬 掛金控除開始  
（生協登録口座から引き落とし）
- 10月下旬 配当金還付  
年末調整用控除証明書送付

## 大切なご家族のため、 十分な保障をご準備していますか？



### \*お役立ち情報



みなさんに万が一（死亡）のことがあった場合、公的遺族年金が支給されますが、その後の生活のために必要となる金額を必ずしも満たすものとはかぎりません。

#### 出産に関する費用

東京都の場合（平均値）  
約56.6万円

※厚生労働省保険局「第78回社会保障審議会医療保険部会」資料2 平成26年7月7日

#### 幼稚園3歳から高等学校第3学年までの15年間の学習費総額

すべて公立の場合  
約540万円

すべて私立の場合  
約1,770万円

※文部科学省「平成28年度子供の学習費調査の結果について」

#### 住宅の平均購入価額

約4,039万円

※住宅金融支援機構「2017年度フラット35利用者調査」（土地付注文住宅融資利用者の建設費＋土地取得費）

#### 世帯主に万が一のことがあった場合の経済的備え

一世帯当たり平均  
約5,653万円

※平成30年度生命保険文化センター調べ  
平成30年度「生命保険に関する全国実態調査（速報版）」

#### まだご加入されていない方

年に一度の機会にぜひご加入を！

・お手頃な掛金で**保障の準備**

#### ご加入されている方

年に一度の更新の機会にぜひご変更を！

・氏名、受取人のご確認  
・配偶者さまのご加入  
・**保障の見直し**

当ホームページに掲載している内容は2019年度の制度内容（2019年4月1日時点）のものです。  
制度内容等詳細についてはパンフレットをご一読ください。  
組合員とは気象庁生活協同組合の組合員および役員の方です。

MY-A-19-他-004632